

しみずらぼ公式サイト作成委託業務プロポーザル実施要領

第1 事業の目的と業務の概要

本業務は、清水町が実施する「しみずらぼ事業」について、町内外へ分かりやすく発信するための公式サイトを作成することを目的とする。あわせて、町職員が公開後に継続して情報発信を行えるよう、簡便に更新可能な CMS を導入し、必要な運用保守体制を整備する。

第2 業務委託の概要

1 委託名 しみずらぼ公式サイト作成委託業務

2 提案内容等

別紙「しみずらぼ公式サイト作成委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、同仕様書は、本町が成果品としての最低限の内容を示すものであり、企画提案等の内容によっては同仕様書の内容を変更することがある。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料の見積限度額及び見積りにあたっての前提

しみずらぼ公式サイトは独立ドメインでの公開を前提とし、サイト作成の見積上限額1,466,000円、保守管理に関する見積上限額は313,000円とする。

第3 事務局

清水町 企画課 企画統計係

〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

TEL：0156-62-2114（直通） FAX：0156-62-5116

E-mail：kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp

第4 受注候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、選定に係る審査は、しみずらぼ公式サイト作成委託業務プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により行う。

企画提案書を提出した者を対象に、ヒアリング審査を行い評価基準に基づき審査し、評価点の最も高い者を受注候補者として特定する。

ただし、企画提案書を提出する者が4事業者以上の場合は、事前書類審査（企画提案書審査）により、審査得点上位3事業者をヒアリング審査対象者とする。

第5 参加資格

参加表明時において、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清水町の競争入札参加資格を有している者、または参加資格に該当する者で、都道府県、市区町村が発注する委託業務等の受託実績を有する者。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、清水町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 国税及び都道府県税、市町村税において未納がないこと。
- (9) 本業務についての守秘義務を遵守できること。
- (10) その他、町との協議に柔軟、真摯に対応できること。

第6 スケジュール【予定】

1	参加表明書提出期限	令和8年6月5日
2	参加資格確認通知・企画提案書提出要請	令和8年6月10日
3	質問書の受付期限	令和8年6月3日
4	質問書に対する回答	質問受付日から2日後まで
5	企画提案書等の提出期限	令和8年6月19日
6	事前書類審査結果通知※	令和8年6月26日
7	ヒアリング審査日時通知	令和8年6月26日
8	ヒアリング審査 (本町が指定する日時)	令和8年7月2日 令和8年7月3日
9	受注候補者特定結果通知	令和8年7月9日
10	契約内容に関する協議	令和8年7月中旬
11	業務委託契約の締結	令和8年7月中旬

※上記のうち、事前書類審査結果通知は、第4の規定より、4事業者以上

の参加となった場合に発出する。

第7 各書類の提出手続等

1 参加表明書（第1号様式）の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者、または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

（1）提出書類（各1部）

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 業務実績調書（正）（別記様式1）

ウ 会社概要書（別記様式3）

エ 清水町での競争入札参加資格がない場合

—法人—

・競争入札参加資格審査申請書（清水町独自様式1）

・指定品目分類表（清水町独自様式2）

（添付資料）

登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

定款

納税証明書 町内業者（町内に支店・営業所等を有する業者を含む）は、町税及び国税。町外業者は国税。

（発行日より3ヶ月以内のもの）

印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

・暴力団排除の誓約書（清水町独自様式5）

—個人—

・競争入札参加資格審査申請書（清水町独自様式1）

・指定品目分類表（清水町独自様式2）

（添付書類）

代表者身分証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

納税証明書 町内業者（町内に支店・営業所等を有する業者を含む）は、町税全般及び国税。町外業者は国税。

（発行日より3ヶ月以内のもの）

印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

・暴力団排除の誓約書（清水町独自様式5）

（2）提出期限 令和8年6月5日必着

（3）提出方法 郵送（書留郵便に限る。）

2 参加資格の確認等

参加資格要件の確認及び企画提案書提出依頼

第5に定める参加資格要件に該当するかを確認し、令和8年6月10日に、下記内容を記載した参加資格確認通知書を発出する。併せて参加資格要件を有する者には、企画提案書の提出を依頼する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を依頼する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

3 質問及び回答について

質問は、質問書（第2号様式）により、FAXまたは電子メールで提出すること。FAX、電子メールの件名は「清水町しみずらぼ公式サイト作成委託業務に関する質問」とすること。また、電話、来庁による口頭での質問は一切受付しない。

4 質問への回答

全ての質問に対する回答は、概ね2日以内に清水町公式ホームページへ掲載する。

また、回答には質問内容を掲載するが、個人情報、質問者等が特定されるおそれのある文言を削除・秘匿化したうえ掲載する。

5 企画提案書の提出

仕様書等の内容を踏まえ、本実施要領等に基づき、次のとおり提出すること。

なお、同提案書は、本件業務における具体的な取組方法や業務範囲についての提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

提出書類及び提出部数 ※次の順に並べて一括して提出すること。

ア（正） 1部

- （ア）企画提案書（第3号様式）
- （イ）提案書（正）（書式自由）
- （ウ）業務実績調書（正）（別記様式1）
- （エ）会社概要書（別記様式3）
- （オ）経費見積書（別記様式4）
- （カ）経費明細書（書式自由）
- （キ）ヒアリング審査出席者報告書（別記様式5）

※企画提案書と提案書（正）の表紙にのみ社名の記載と社印の押印、及び契約締結権者名の記載とその印を押印すること。

イ（審査用） 7部

- （ア）提案書（審査用）（書式自由）

(イ) 業務実績調書（審査用）（別記様式2）

(ウ) 経費見積書（別記様式4）

(エ) 経費明細書（書式自由）

※表紙を含め全てのページにおいて社名、社章、製品名等の事業者を特定させる文言等を表記しないこと。

ウ（正）の書類の電子データ（PDF形式）

(ア) 提出期限 令和8年6月19日まで

(イ) 提出場所 清水町企画課 企画統計係

(ウ) 提出方法 郵送に限る

※封筒の表に「しみずらぼ公式サイト作成委託業務企画提案書等在中」と朱書きして、書留郵便等により送付するものとし、提出期限必着とする。

第8 ヒアリング審査

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を次のとおり行う。

1 日程

令和8年7月2日・7日3日のうち、本町が指定する日時。

(※審査日時に関する通知は、令和8年6月26日に発出する。)

2 開催場所

清水町役場（詳細については、審査日時通知に記載する。)

3 出席者

出席者は3名までとし、本業務における責任者及び業務配置予定者は必ず出席するものとする。

ただし、対面でのヒアリング審査の実施を想定しているが、希望によりリモートによる実施も認める。

4 説明内容

ヒアリング審査では、本実施要領第7の5に定める企画提案書の内容のみ発表を認める。

5 タイムスケジュール

審査内容は、次のとおり予定する。

(1) プレゼンテーション (20分)

ア 本実施要領第7の5に定める企画提案書のみを使用し、提案すること。

イ プレゼンテーション用の資料等において、上記アの資料以外は一切の追加提出は認めない。

ウ プロジェクター等による拡大映像の投影も可とするが、上記アの資料以外の資料を使用した場合は失格とする。

エ スクリーン及びプロジェクターは本町が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

(2) 質疑応答 (10分)

ア 各事業者から提出された企画提案書、及びプレゼンテーション等の内容等について質疑応答を行う。

イ 質疑応答での発言については、企画提案書と同等の扱いとする。

ウ 質疑応答がない場合又は質疑応答の時間が余った場合でも、プレゼンテーション等の時間に充てることはできない。

6 留意事項

(1) ヒアリング審査の全体を通して、事業者を特定できるような名札、表現、表記等は一切認められない。

(2) ヒアリング審査は非公開とする。

(3) ヒアリング審査の順番は、町から通知する「企画提案書番号」の順とする。

(4) ヒアリング審査の実施日、開始時間は第8の1のとおり通知する。

第9 選定基準

1 「しみずらぼ公式サイト作成委託業務プロポーザル選定委員会における企画提案書選定要領」に基づき、業務実績調書等による審査、企画提案書等による評価の合計得点で最高得点を挙げた事業者を選定委員会は、しみずらぼ公式サイト作成委託業務の受注候補者として特定する。

2 次に評点の高い者を次点として選定する。

3 最高点の者が複数いる場合は、選定委員会の総合的な審査により受注候補者を特定する。

第10 結果通知

1 通知方法

この要領に基づき企画提案書を提出し、すでに事前書類審査等によって非特定通知を受けた事業者、失格となった事業者及び参加辞退した事業者を除く事業者に対し、書面で通知するものとする。

2 通知日

令和8年7月9日

3 特定通知

受注候補者として特定された事業者に対しては、その旨通知する。

4 非特定通知

受注候補者として特定されなかった事業者に対しては、その旨と理由を

通知する。

第11 参加の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表社印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届（様式任意）を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は清水町長宛てとすること。

第12 委託内容の協議

選定委員会で特定された者を本業務の受注予定者として再度委託内容、経費等について調整を行った上、契約交渉を行うものとする。

第13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 上記第5の参加資格を満たさなくなった場合
- 2 異なる内容の企画提案書を複数提出した場合又は提出後に内容を変更した場合
- 3 企画提案書の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- 4 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- 5 企画提案書作成要領に違反する表現をした場合
- 6 この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- 7 経費見積書（別記様式4）において、上記第2の4の見積限度額を超える見積価格を算定した場合
- 8 ヒアリング審査時に説明用の追加資料等を提出、使用した場合
- 9 理由なくヒアリング審査に遅れた者又はヒアリング審査に出席しなかった場合
- 10 その他選定委員会が不適格と認めた場合

第14 その他

- 1 提案に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- 2 提出された書類は、事業者には返却しない。
- 3 提出された企画提案書等の知的所有権は事業者に所属するが、清水町は選定作業等に必要範囲において複製を作成することができるものとする。
- 4 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- 5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から適用する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。